

福祉のお仕事フェア in TOYAMA

求人票申請に関するチェックリスト

1. 「福祉のお仕事」ホームページの事業所登録について

① 事業所登録が ある	⇒ 事業所マイページで現在有効な求人票の有無を確認してください。
② 事業所登録が ない	⇒ 新規に事業所登録を行い、当センターへ事業所マイページの利用登録を申請してください。
③ 事業所登録があるか分からない	⇒ 当センターへお問い合わせください。 (TEL : 076-432-6156)

2. 有効な求人票（お仕事フェア用求人票）の有無について

① 現在有効な求人票が ある	⇒ 求人票の有効期限を確認してください
(1)有効期限が <u>6月30日</u> の場合 (<u>4月</u>)に申請された求人)	⇒ 求人票の継続が必須となります。 <u>6月下旬～7月3日まで</u> に「再利用新規」の手続きを行ってください。
(2)有効期限が <u>7月31日</u> の場合 (<u>5月</u>)に申請された求人)	⇒ お仕事フェア (7/20・21) までに必要な手続きはありません。 フェア終了後も当面の間、求人票を見ることができるよう <u>7月下旬</u> に継続の手続きを行ってください。
※「新卒学生の取扱」区分で『新卒のみ』を選択された求人票は、自動的に年度末 (R7.3.31) まで有効となります。継続の手続きは必要ありません。	
② 現在有効な求人票が ない 又は お仕事フェア用の求人票がない	⇒ <u>すみやかに</u> ホームページ『福祉のお仕事』から「求人登録申請」を行ってください。 [6/19 (水) まで]

- ◎ 7月3日時点で有効な求人票をもとにお仕事フェアの当日資料を作成します。
現在有効な求人票がある場合でも、募集人数や賃金等の内容をご確認のうえ、必要に応じて修正をお願いします。

期日までに有効な求人票がない場合は、参加をご遠慮いただく場合があります。